商標のご利用を始める前に

その商標のご使用は大丈夫ですか？

他人の登録商標を無断で使用してしまうと、その使用の中止を求められたり、その使用により他人に与えてしまった損害の賠償を求められてします場合があります。
また、商標登録しないままですと、他人が紛らわしい商標を使い始めた場合に適切な対応策を講じることができなかったり、他人にその商標を登録されてしまう（その結果、商標を自由に使えなくなる）場合があります。
ですので、新しい商標のご使用を始める際には、適切な商標調査を行い、商標登録出願も済ませておくことが大切です。
有古特許事務所では、経験豊富な商標専門の弁理士が、これから新しい商標をご使用になろうとしている皆様を万全の態勢でサポート致します。

有古特許事務所の商標調査

商標専門のデータベースを用いて抽出した出願中の商標、登録済みの商標、過去に登録又は拒絶された商標から特許庁の審査傾向（審査官の判断の傾向）を把握し、必要に応じて、インターネットの検索結果や各種辞書類を参照して、調査対象商標の登録が認められる可能性を検討し、ご報告します。
商標調査を実施することで、リスクの少ない商標出願をしていただくことができます。

出願手続きについて

1.商標専門の弁理士がご相談に対応します。

有古特許事務所では、経験豊富な商標専門の弁理士が、商標をご使用になる事業の内容や計画などを丁寧に確認させて頂きながら、お客様にとって最適、最善の出願をご提案します。

2.早期の商標登録のために

2021年4月現在、商標出願してから商標登録が認められるまで概ね1年程度かかっています。

〔ご参考情報（特許庁HPが開きます）〕

●特許庁公表の「商標審査着手状況（審査未着手案件）」
しかし、出願から登録まで、必ず1年も待たなければならないわけはありません。
出願の内容を「ファストトラック審査」の対象としたり、「早期審査」の対象とする手続きを行うことにより、出願してから約2～6か月ほどで商標登録が認められる場合もあります。

〔ご参考情報（特許庁HPが開きます）〕
●特許庁公表の「ファストトラック審査」
●特許庁公表の「商標早期審査・早期審理の概要」
早々に登録商標のご使用を開始されたい場合にはご相談下さい。

ご相談はこちらから

3.審査の対応

出願した商標について特許庁が商標登録を認めない理由（拒絶理由）を通知してくることがあります。
このような場合でも、有古特許事務所の商標専門の弁理士は、豊富な経験と知識をフル活用して、出願商標の登録のために最善・最良のサポートに取り組んで参ります。

商標権という財産を大事に守り、活かす！！

商標（ブランド）は大切な財産。商標権は財産権です。

商標（ブランド）は使えば使うほどその価値が高まる、いわば育てることのできる財産です。
有古特許事務所の商標専門の弁理士は、出願手続きだけではなく、係争の代理やブランディングのアドバイスなど、様々な経験に基づく豊富な知識と見知に基づき、大切な商標（ブランド）の最善の育て方をご提案することができます。

商標手続フロー図（国内）

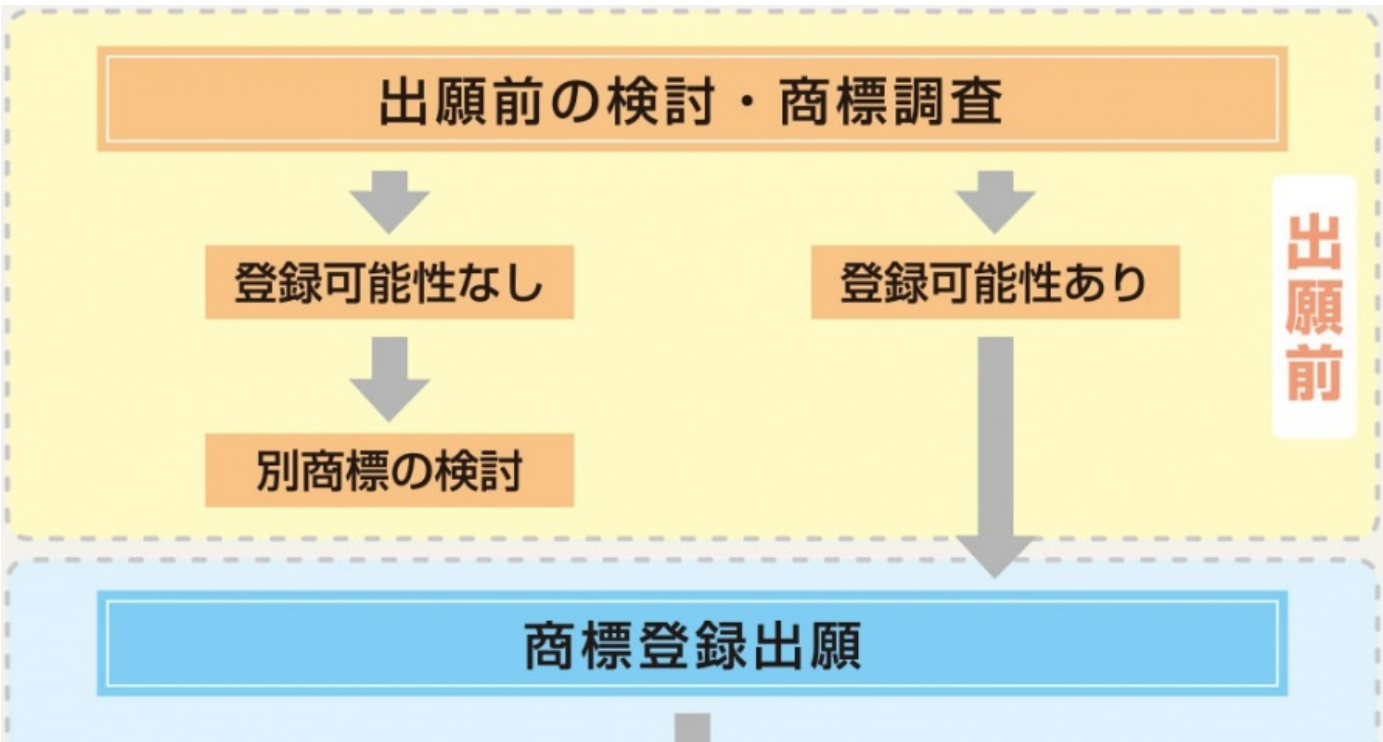

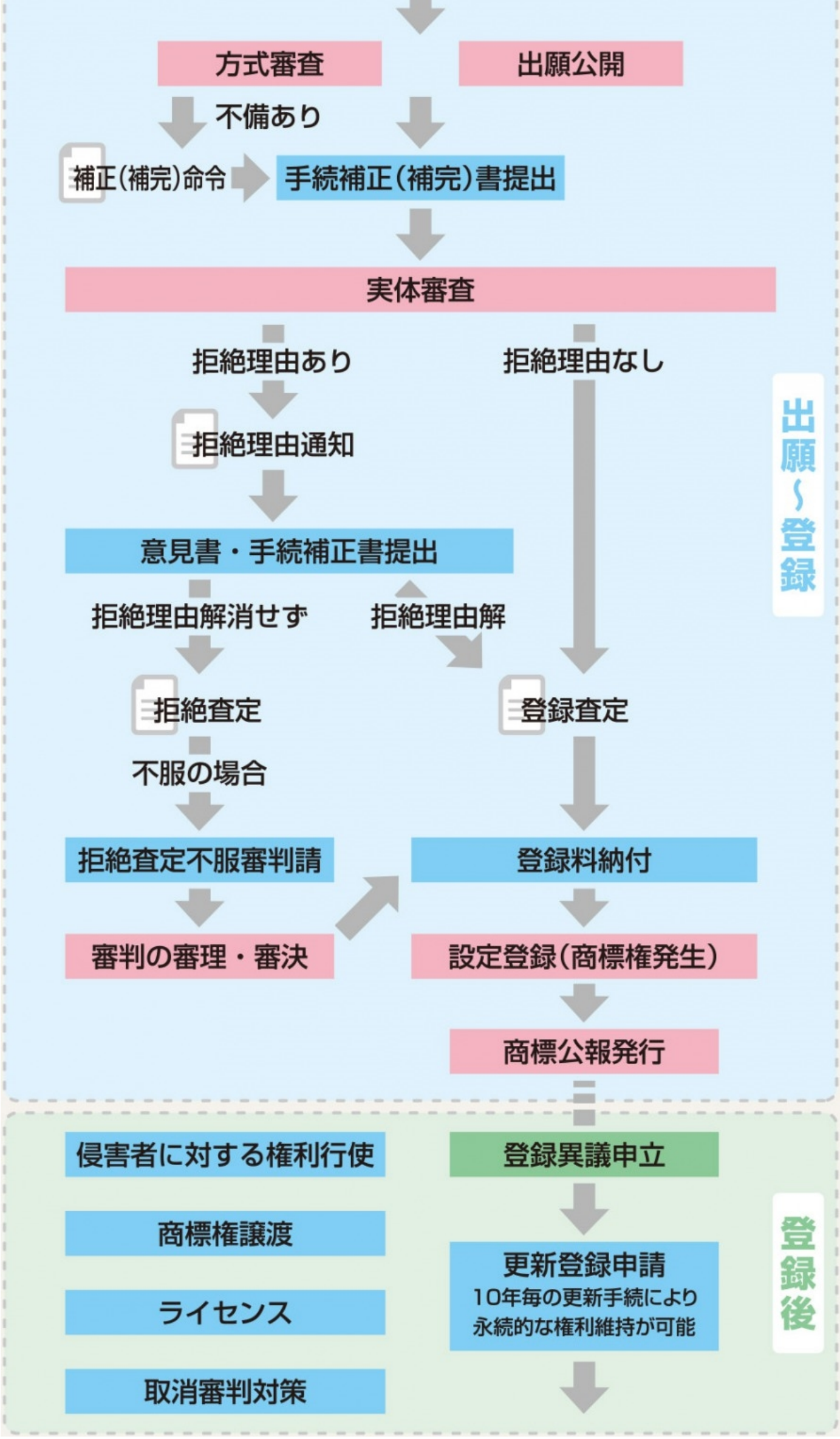
方式審査
出願公開
不備あり
補正(補完)命令
手続補正(補完)書提出
実体審査
拒絶理由あり
拒絶理由なし
拒絶理由通知
意見書・手続補正書提出
拒絶理由解消せず
拒絶理由解
拒絶査定
登録査定
不服の場合
拒絶査定不服審判請
登録料納付
審判の審理・審決
設定登録(商標権発生)
商標公報発行
出願～登録
侵害者に対する権利行使
登録異議申立
商標権譲渡
更新登録申請
10年毎の更新手続により
永続的な権利維持が可能
ライセンス
取消審判対策
登録後

外国商標出願

商標権は、その商標登録をした国又は地域の範囲内においてのみ、効力があります。従って、日本において商標登録をしたとしても、その効力は他の国又は地域には及ばず、これらの国又は地域において商標権を有するためには、別途、商標登録出願をし、登録を受けることが必要です。

外国での商標出願の方法

商標登録出願の方法としては、大きく分けて、以下の二つが挙げられます。

1.各国・地域の特許庁・商標局への直接出願
2.日本国特許庁を通じての国際事務局への国際出願

商標制度は、その国又は地域によって様々であり、日本の商標制度を万国共通のルールと考えていると、思いもかけない不都合が生じる場合があります。
（例えば、米国は商標の使用により商標権が発生するという使用主義を採っており、日本が採用している、登録により権利が発生するという登録主義とは、全く異なります。）
そこで、各国・地域の商標制度に合致した適切な対応を取るには、そういった各国・地域の商標制度に関する知識をベースに、現地商標実務のプロである各国代理人（弁理士・弁護士）と綿密なコミュニケーションを取りつつ手続きを進めることが必要不可欠です。

弊所は、創立以来築いてきた各国代理人とのネットワークと日々蓄積してきた知識を生かし、各国代理人とスムーズかつ的確なコミュニケーションを密に行うことにより、商標調査、商標登録出願手続き、商標権の活用のみならず、他国又は地域において貴社が事業展開をされる上での商標戦略をトータルにサポート致します。

また、古くから外国商標出願に取り組んでおり、かつ、大手企業様の商標出願を手がけていることもあり、米国・欧州・中国・韓国・台湾などの主要国のみならず、ロシア・ブラジル・インド・アジア諸国・オセアニア諸国・東欧諸国・中南米諸国・アフリカ諸国など広く全世界への出願経験を有しております。
あまり一般的な国でない特異な国への出願をご検討の節は、是非一度ご相談ください。

外国商標出願のフロー

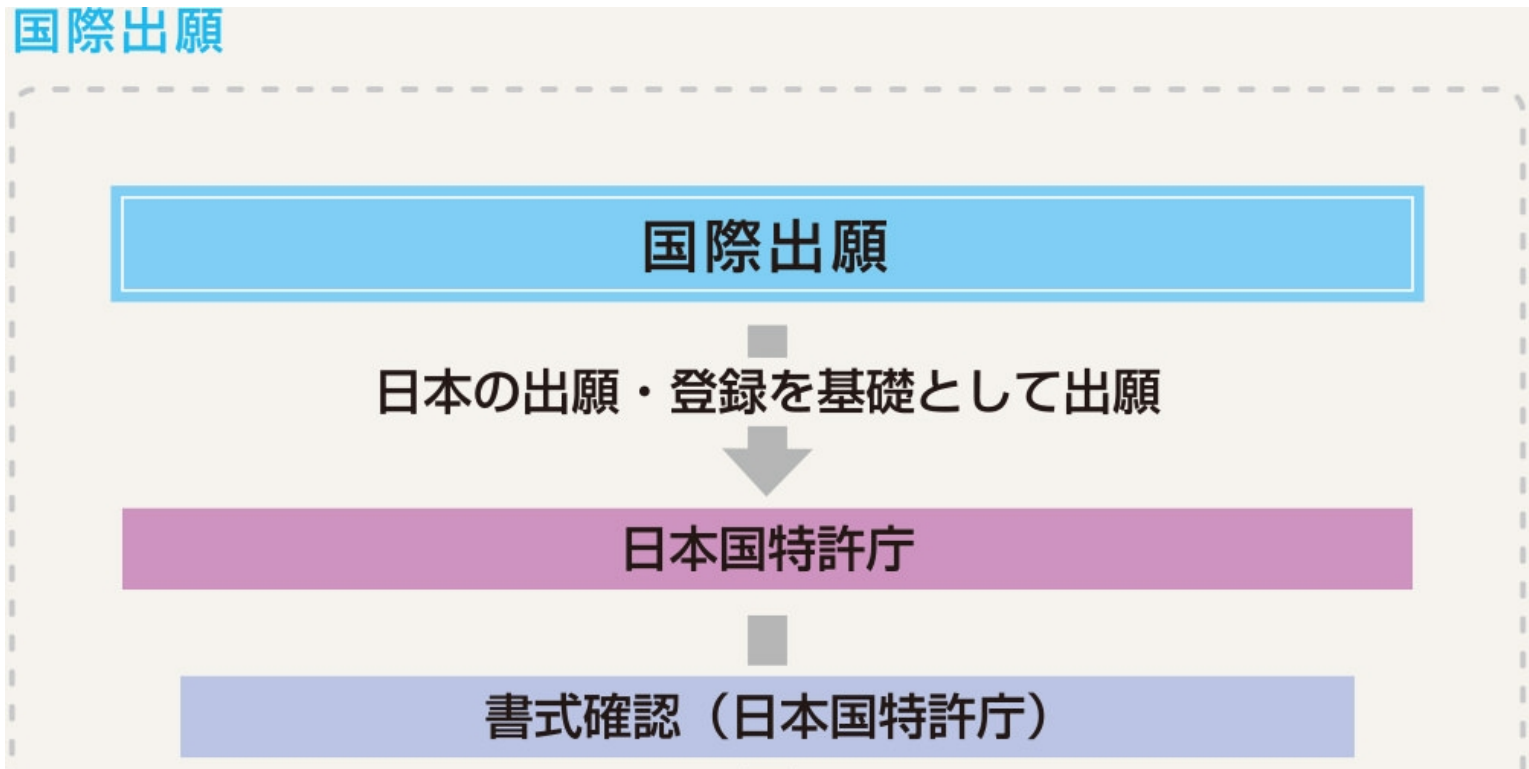

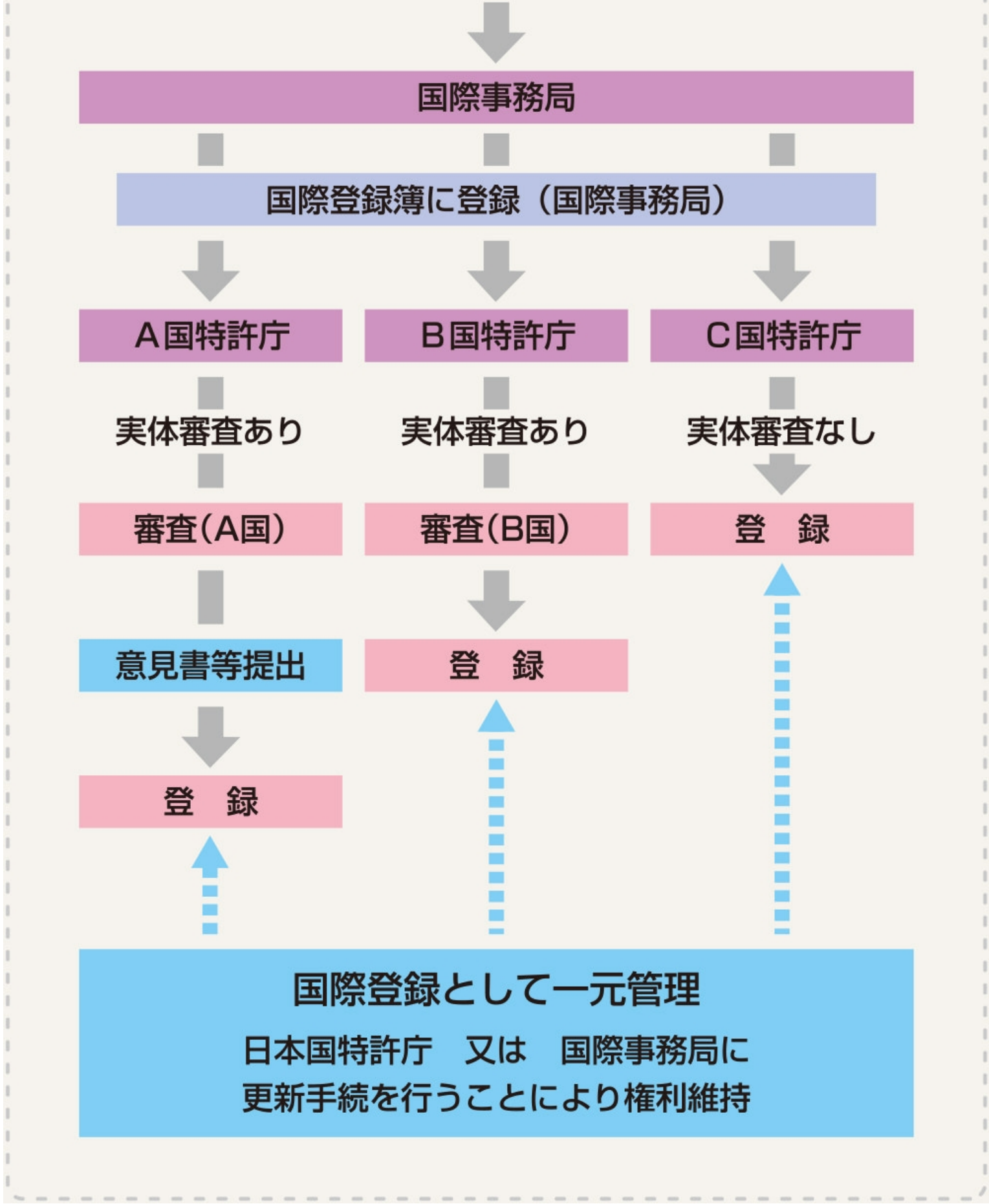
国際事務局
国際登録簿に登録（国際事務局）
A国特許庁
B国特許庁
C国特許庁
実体審査あり
実体審査あり
実体審査なし
審査(A国)
審査(B国)
登　録
意見書等提出
登　録
登　録
国際登録として一元管理
日本国特許庁　又は　国際事務局に
更新手続を行うことにより権利維持

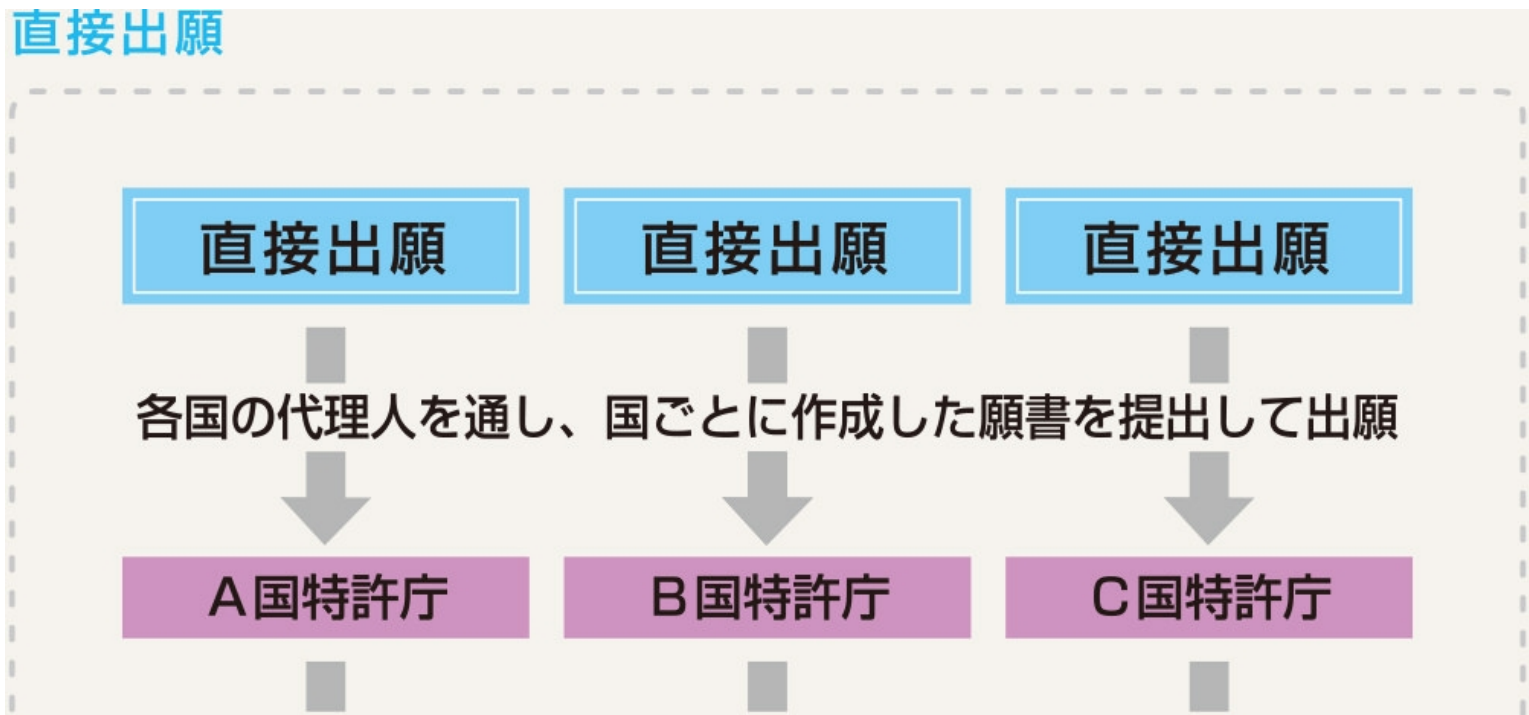
直接出願
直接出願
直接出願
直接出願
各国の代理人を通し、国ごとに作成した願書を提出して出願
A国特許庁
B国特許庁
C国特許庁

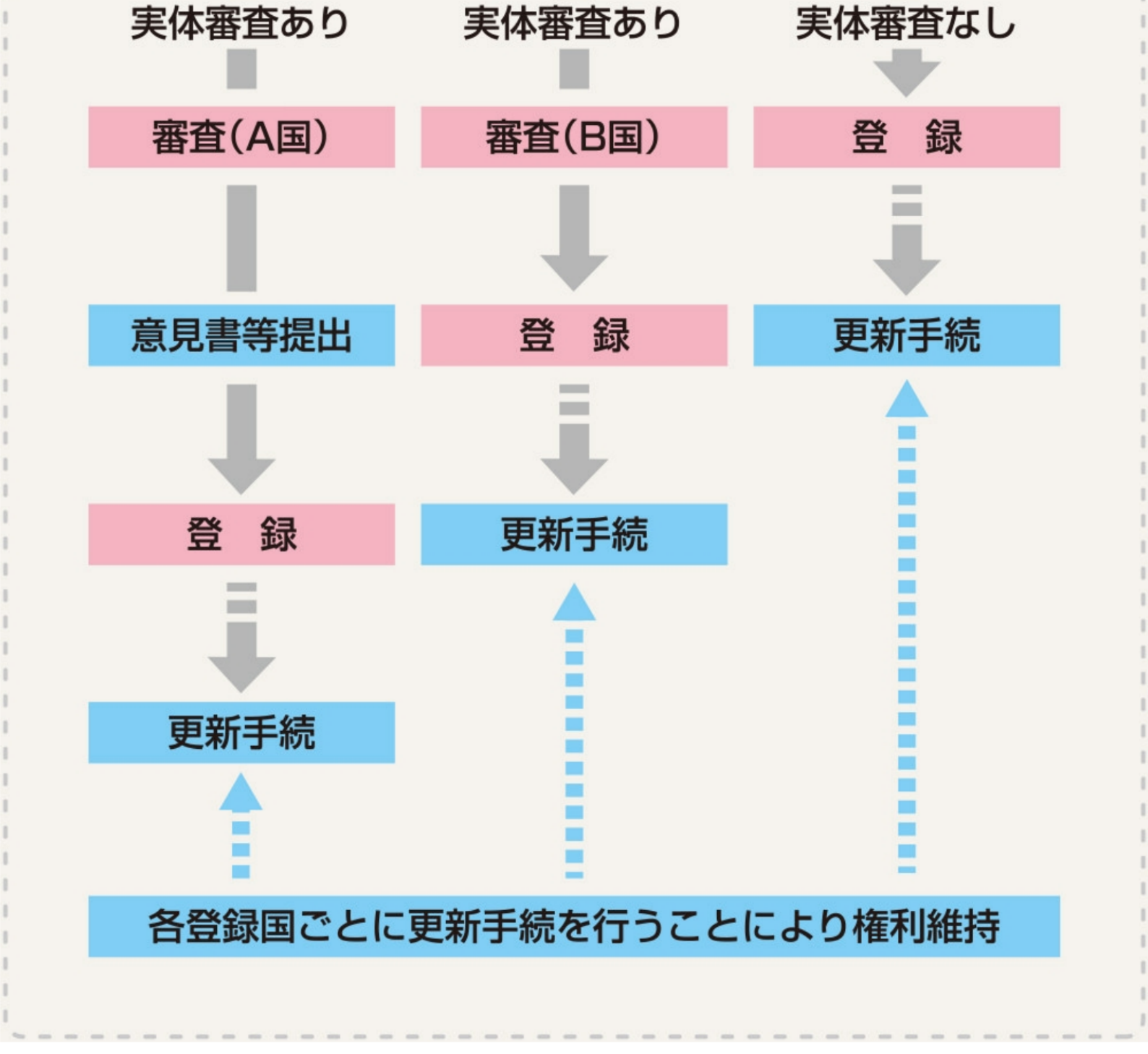
実体審査あり
実体審査あり
実体審査なし
審査(A国)
審査(B国)
登　録
意見書等提出
登　録
更新手続
登　録
更新手続
更新手続
各登録国ごとに更新手続を行うことにより権利維持